

令和5年5月2日

保護者の皆様

湯河原町立湯河原小学校
校長 加藤 佳代

5月8日からの新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置付けられることとなります。それに伴い、学校における感染症対策等も変わりますのでお知らせします。

- ・新型コロナウイルス感染症による出席停止の取り扱いについては、季節性インフルエンザ等と同様となります。回復後、登校するにあたっては学校に証明書等を提出する必要はありません。なお発症から10日を経過するまではマスクの着用が推奨されています。
- ・濃厚接触者の特定は行われません。
- ・学校では児童及び教職員について、マスクの着用を求めません。マスクの着脱について、いじめや差別がないよう指導してまいります。
- ・学校では、「手洗い等の手指衛生」、「人と人との距離の確保」「効果的な換気」等の基本的な感染症対策を継続して実施します。
- ・健康観察カードの提出は求めません。
- ・かぜ症状など、体調不良がある場合には、無理をせずに自宅で休養するようにお願いします。この場合は出席停止ではなく、病気欠席扱いとなります。

これらの対応について、今後の国や県の通知を受け、変更する際には改めてお知らせします。

問い合わせ先
湯河原小学校
教頭 川崎
(0465)62-5501